



県 章

滋賀県公報

平成 28 年（2016 年）
1 2 月 6 日
号 外 （ 1 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	8

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成27年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月6日

滋賀県監査委員	川 島 隆 二
”	山 田 実
”	平 岡 彰 信
”	北 川 正 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
総合政策部	
秘書課	平成28年7月21日
広報課	平成28年7月14日
企画調整課	平成28年8月10日
防災危機管理局	平成28年7月11日
総務部	
総務課	平成28年8月1日
私学・大学振興課	平成28年8月1日
人事課	平成28年7月29日
総務事務・厚生課	平成28年8月2日
財政課	平成28年7月26日
税政課	平成28年7月26日
市町振興課	平成28年8月18日
検査課	平成28年7月12日
事業課	平成28年8月1日
県民生活部	
県民活動生活課	平成28年7月22日
エネルギー政策課	平成28年7月12日
文化振興課	平成28年7月22日
スポーツ課	平成28年8月9日
人権施策推進課	平成28年7月15日

情報政策課	平成28年 7 月11日
統計課	平成28年 7 月12日
琵琶湖環境部	
環境政策課	平成28年 7 月15日
琵琶湖政策課	平成28年 8 月 8 日
琵琶湖保全再生課	平成28年 8 月 8 日
温暖化対策課	平成28年 7 月15日
循環社会推進課	平成28年 7 月22日
下水道課	平成28年 7 月25日
森林政策課	平成28年 8 月 9 日
森林保全課	平成28年 8 月 9 日
自然環境保全課	平成28年 7 月15日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	平成28年 8 月 8 日
健康医療課	平成28年 8 月 2 日
医療福祉推進課	平成28年 8 月 4 日
障害福祉課	平成28年 8 月 8 日
薬務感染症対策課	平成28年 8 月 2 日
生活衛生課	平成28年 8 月 5 日
医療保険課	平成28年 8 月 2 日
子ども・青少年局	平成28年 7 月28日
商工観光労働部	
商工政策課	平成28年 7 月21日
中小企業支援課	平成28年 8 月 9 日
モノづくり振興課	平成28年 8 月 4 日
労働雇用政策課	平成28年 7 月21日
女性活躍推進課	平成28年 7 月21日
観光交流局	平成28年 7 月29日
農政水産部	
農政課	平成28年 7 月15日
食のブランド推進課	平成28年 8 月 5 日
農業経営課	平成28年 8 月 5 日
畜産課	平成28年 8 月 4 日
水産課	平成28年 8 月18日
耕地課	平成28年 8 月19日
農村振興課	平成28年 8 月19日
土木交通部	
監理課	平成28年 8 月10日
交通戦略課	平成28年 7 月28日
交通事故相談所	平成28年 7 月28日
道路課	平成28年 7 月25日
砂防課	平成28年 7 月29日
都市計画課	平成28年 8 月10日
住宅課	平成28年 8 月10日
建築課	平成28年 8 月10日

流域政策局	平成28年8月4日
会計管理局	平成28年7月28日
企業庁	平成28年7月22日
病院事業庁	
経営管理課	平成28年7月19日
成人病センター	平成28年7月19日
小児保健医療センター	平成28年7月19日
精神医療センター	平成28年7月11日
議会事務局	平成28年8月8日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成28年7月28日
学校支援課	平成28年7月28日
教職員課	平成28年7月29日
高校教育課	平成28年8月19日
幼小中教育課	平成28年8月19日
人権教育課	平成28年7月25日
生涯学習課	平成28年7月25日
保健体育課	平成28年8月1日
文化財保護課	平成28年7月14日
埋蔵文化財センター	平成28年7月14日
琵琶湖文化館	平成28年7月14日
人事委員会事務局	平成28年7月26日
監査委員事務局	平成28年7月14日
労働委員会事務局	平成28年8月1日
警察本部	平成28年8月5日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

総務事務・厚生課

嘱託職員の報酬の支払い等について、担当職員の私費による支払いや虚偽の公文書による支払いなど不適正な事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

財政課

普通財産貸付収入について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,097,607円増加し、2,819,631円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

循環社会推進課

(7) 行政代執行に係る弁償金について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に1,215,820,131円増加し、2,362,346,576円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(イ) 損害賠償求償金について、平成28年5月末日現在、1,929,235円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

水産課

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,310,000円増加し、30,094,111円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

監理課

雑入（代執行費用）について、平成28年5月末日現在、436,320円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

住宅課

普通財産貸付収入について、平成28年5月末日現在、328,800円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

流域政策局

雑入（河川法に基づく原因者負担金）について、平成28年5月末日現在、2,770,626円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

成人病センター

平成27年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ、1,250,354円増加し、42,159,343円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ14,440,547円増加し、143,804,766円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

警察本部

(ア) 扶助料の支給において、裁定誤り等により5,479,602円が過払いとなっている事例が認められたため、今後は適正な事務の執行に努められたい。（厚生課）

(イ) 職員の不注意による公用車の事故が2件（県過失割合100%）発生し、保険を含めて792,889円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（少年課）

(ウ) 職員の不注意による公用車の事故が3件（県過失割合100%：2件、80%：1件）発生し、保険により843,643円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（捜査第一課）

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係（7件、6機関）

- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの（子ども・青少年局1件）
- ・ 貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの（私学・大学振興課1件、エネルギー政策課1件、文化振興課1件、子ども・青少年局2件、流域政策局1件）

(イ) 支出関係（5件、5機関）

- ・ 支出額を誤っているもの（警察本部1件）
- ・ 支出方法等が適当でないもの（成人病センター1件）

- ・諸手当の支給を誤っているもの(総務事務・厚生課1件、教職員課1件、文化財保護課1件)
 - (7) 契約関係(5件、5機関)
 - ・仕様書の積算誤りがあるもの(流域政策局1件)
 - ・予定価格が適正に作成されていないもの(県民活動生活課1件)
 - ・入札に係る事務処理が適正でないもの(琵琶湖政策課1件)
 - ・契約内容が適切でないもの(成人病センター1件)
 - ・検査・検収が適正になされていないもの(保健体育課1件)
 - (8) 財産関係(28件、21機関)
 - ・物品の適正な管理を求めたもの(水産課の車検切れ公用車の運行による指導事項も含む。)
(スポーツ課2件、健康医療課1件、障害福祉課1件、農政課1件、水産課1件、耕地課1件、都市計画課1件、建築課1件、生涯学習課1件)
 - ・不用決定、処分の手続が適正でないもの
(自然環境保全課1件、障害福祉課1件、医療保険課1件、砂防課1件、精神医療センター1件、教育総務課1件、人権教育課1件)
 - ・物品の損傷が見受けられるもの(モノづくり振興課1件)
 - ・公用車の事故の防止を求めたもの
(観光交流局1件、都市計画課1件、住宅課1件、警察本部7件)
- (3) 留意事項
上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。
- (7) 収入関係(18件、18機関)
 - ・調定・収入時期が遅延しているもの(観光交流局1件)
 - ・県税、貸付金の償還金、使用料等について収入未済の解消を求めるもの
(人事課1件、財政課1件、税政課1件、森林政策課1件、健康医療課1件、医療福祉推進課1件、障害福祉課1件、子ども・青少年局1件、中小企業支援課1件、農政課1件、住宅課1件、流域政策局1件、小児保健医療センター1件、精神医療センター1件、教育総務課1件、教職員課1件、警察本部1件)
 - (4) 支出関係(4件、3機関)
 - ・支出額を誤っているもの(統計課1件)
 - ・諸手当の支給を誤っているもの(総務事務・厚生課2件、警察本部1件)
 - (7) 財産関係(1件、1機関)
 - ・不用決定、処分の手続が適正でないもの(健康医療課)
- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成28年7月11日から平成28年8月19日までの間に実施した81機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

- (1) より実践的な地震防災訓練・研修について(総合政策部防災危機管理局)

県では、地震災害に備えた実践的な訓練・研修を毎年実施しているが、災害時には職員がその役割に応じてどれだけ迅速かつ的確に行動できるかが大切となってくる。そのためにも、地域防災計画震災対策編や各所属のマニュアル・要綱等で定めている職員それぞれの役割が的確に果たせるよう、東日本大震災の派遣職員の経験をまとめた情報を活用するなど、より実践的な訓練や研修に努められたい。
- (2) ネーミングライツの導入について(総務部人事課)

県では、歳入確保策として「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、ネーミングライツの導入に取り組んでいるが、成約につながったのは3件にとどまっている。

他の自治体では、公衆トイレなどの小規模施設において、ネーミングライツの対価として、清掃等の役務の提供を認め、施設維持管理経費の削減に効果を得ているところもあり、こうした他の自治体の取組等も参考にしな

がら、ネーミングライツのさらなる導入に向けて、各部と連携した一層の取組を進められたい。

(3) 内部統制のあり方について（総務部人事課）

私費による報酬の支払い、会計書類の偽造、特定調達契約の県公報への告示手続および国への交付金協議手続の失念など不適正な事務処理事案が発生している。このようなことを、職員個人のみの問題としてだけでなく、組織におけるチェック機能のあり方の問題として捉え、事務処理上のリスクを洗い出し、洗い出したリスクを日常の業務の中でチェックすることで、ヒューマンエラーをなくし事務の適正な執行を確保するための内部統制体制の仕組みづくりに取り組まれたい。

(4) 幹部職員の折衝・調整力向上について（総務部人事課）

幹部職員に求められる能力の一つに、責任を持って自分の考えを分かりやすく相手に伝え、説得し、納得させる折衝・調整力、コミュニケーション能力があるが、これらの能力が不十分と思われる場面がある。

本年 3 月に人材育成基本方針を改定し、目指す職員像と職員に求められる能力を明確にして、全庁挙げて人材育成に取り組まれているところであり、今後とも、こうした能力の一層の向上に努められたい。

(5) 時間外勤務の縮減ならびに働き方改革について（総務部人事課）

職員の時間外勤務が一部の職員で年間1,000時間を超過し、職員の健康や財政への影響が問題となっている。県では、時間外勤務の縮減やワークライフバランスの推進をはじめとする働き方改革の取組を進めているところであり、限られた人的資源を効果的に活用するといった点においても働き方改革の推進は重要である。

今後も、限られた時間で成果を上げる働き方を目指す取組を一層推進し、すべての職員がそれぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組まれたい。

(6) 公共施設等マネジメントの着実な推進について（総務部人事課）

公共施設等の老朽化の進行などの課題に対応し、限られた財源を有効に活用しながら持続可能で質の高い施設サービスを切れ目なく提供していくため、平成28年 3 月に「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」が策定されたところである。

今後、この方針に基づき、施設総量の適正化、施設の長寿命化や計画的な更新・改修、施設の有効活用など、財政負担の縮減・平準化および資産価値の最大化に向けた取組を着実に推進されたい。

(7) 収入未済対策について（総務部財政課）

県では県税以外の収入未済の解消に向けて、「税外未収金対策にかかるガイドライン」を策定し、共同管理の取組を実施するなど一定の成果が挙げられているが、一方で、各所属における税外未収金の取組では、電話や現地訪問など効果的かつ効率的な方法での対応が不十分であると思われる事案も見受けられる。県民負担の公平性・公正性を確保するという観点からも、悪質な滞納者に対しては県全体で厳正な姿勢で取り組まれるとともに、より効果的かつ効率的な方法で対応するなど、更なる収入未済の解消に努められたい。

(8) 地方公会計の整備について（総務部財政課）

国においては平成27年 1 月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が取りまとめられ、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等を作成することとされている。

人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、限られた財源を一層効果的・効率的に活用していく取組を行うことは極めて重要であることから、計画的に取組を進められたい。

(9) 県有地の有効活用について（総務部財政課）

県普通財産である未利用地等については、所管課において、境界の確定、地籍測量や土地の履歴調査等、売却に向けた条件整備を進め、財政課等において一般競争入札等の処分により、11億 5 千 8 百万円の売却収入が得られたところであるが、今後も利用計画のない県有地については、引き続き所管課と連携し売却処分をはじめ有効活用に努められたい。

また、庁舎等の余裕床等における行政財産の貸付けについては 3 箇所の貸付実績が得られているが、今後も引き続き積極的に努められたい。

(10) 個人県民税の特別徴収について（総務部税政課）

県では市町と連携し、給与所得者の個人住民税特別徴収を推進してきており、給与所得者のうち特別徴収している者の割合が平成27年度は80%まで上昇したところである。

特別徴収は法令順守の観点から、また、安定した税金の確保のためにもその推進は重要であることから、市町が行う個人住民税の特別徴収による納入の徹底について積極的な支援に努められたい。

(11) 県の文化施設におけるトイレの洋式化推進について（県民生活部文化振興課）

生活様式の変化や高齢化社会への対応として県の管理する公共施設においても、トイレの洋式化を望む声が高まっている。ユニバーサルデザインの観点からも高齢者、障害者に配慮した整備が望まれているところである。びわ湖ホールや県立近代美術館など県の文化施設においてもトイレの洋式化への対応に取り組まされたい。

(12) 職員の統計リテラシー向上について（県民生活部統計課）

近年、ICT（情報通信技術）が急速に進展する中、ビッグデータの利活用やオープンデータの推進と相まって統計への関心が高まっている。統計課においては、全国に先駆け、県民向け統計相談窓口の設置や、統計の専門家による講演会の開催など様々な新しい取組を進められているところであるが、県の内部においても、政策課題協議や予算、決算などの資料作成に統計データを積極的に活かしていくことは極めて有用であることから、職員の統計リテラシー向上への取組をより一層充実されたい。

(13) 琵琶湖保全再生法の成立を踏まえた対応について（琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課）

琵琶湖保全再生施策に関する計画の素案では、琵琶湖の保全および再生のための事項として様々な事項が並んでいる。琵琶湖の保全再生の恩恵は、下流府県を含めた流域全体で享受するものと考えられるが、そういった受益についての認識を共有していく取組にも努められたい。

また、琵琶湖関連の経費は、毎年一般財源で24億円程度費やしているが、交付税では10億円程度しか措置されていない。県土の中央に琵琶湖が存在することによる経済的不利益に対しては、例えば、半島振興法に準ずるものとして国の財政支援を求めるなどの検討も進められたい。

(14) 紙の使用量削減への取組について（琵琶湖環境部温暖化対策課）

紙の使用量削減に向けては、これまでから各所属の印刷カウント数を庁議で報告したり、ペーパーリユースシステムの導入やタブレットを使用した会議など、様々な取組を行っているにもかかわらず減少には至っていない。過去から数回にわたり意見を付してきたところであるが、いまだに改善されているとは言い難い。

については、紙の使用実態などから、紙の使用量が増加した所属の原因を追究し、また、削減への取組が成功した事例などの情報を共有し、さらに、各所属で目標値を設定するなど、職員の削減意識の向上を図り、一層の取組の徹底を図られたい。

(15) 6次産業化への取組強化について（農政水産部農業経営課）

県では、6次産業化の推進に向けて、新たな加工販売等に取り組む実践者を支援しているが、平成27年度は目標の10事業者には達成せず8事業者となり、まだまだ少ないのが現状である。

6次産業化は、うまく成功につながれば、農山漁村における所得や雇用の増、若者の就農、ひいては農業の担い手不足の解消が期待できる。

県においては、6次産業化を目指す農林漁業者を対象に、様々な事業にも取り組まれているところであるが、引き続き研修会の開催、法人組織への働きかけ、個別相談の強化などに取り組まれるほか、商工観光労働部と連携を密にし、農林水産業の6次産業化に向けて一層の推進を図られたい。

(16) 琵琶湖の漁獲量の回復と漁業の後継者育成について（農政水産部水産課）

琵琶湖の漁獲量は、減少傾向が続いており、その原因の一つに琵琶湖の水位操作による影響が考えられる。水位操作については、国への要望などに取り組まれているが、更なる改善がなされるよう強く働きかけられたい。

また、漁業者の高齢化の進行、後継者不足問題等も大きな課題となっており、漁業を取り巻く環境は決して良いとは言えない。

琵琶湖保全再生施策にも水産資源の適切な保存および管理について記載されているが、例えば漁業に「若者」

を取り込む手法で好結果を出している福井県や京都府などの事例も参考に、新規漁業事業者の確保・育成などの取組を検討されたい。

(17) 入札執行後における落札決定取消しについて（土木交通部監理課）

土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより落札決定が取り消されている事例が毎年発生している。その都度、原因分析と対策が講じられているが、今年度においても多くの土木事務所で発生している。落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延を招き、事業者の負担にもなることから、入札手続におけるチェック方法やシステムの改善を図るなど、事務改善に取り組まれたい。

(18) 道路占用許可の適切な運用について（土木交通部道路課）

道路占用許可における台帳管理の手法や事務処理手順については、各土木事務所に任されている状況にあり、県全体で統一したものが定められていない。道路占用許可台帳に基づき占用許可の更新状況を昨年度の行政重点監査において監査したところ未更新事例が確認された。未更新は、占用料の徴収が滞り適正な歳入が見込めないだけでなく、不法占用状態が続き、占用物の管理が適正に行われない恐れもある。

現在、行政重点監査の意見に基づき、道路占用許可における台帳の整備や管理方法のマニュアル化などを検討されているところであるが、引き続き取り組まれ、早期に運用できるように努められたい。

(19) 土砂災害の防止について（土木交通部砂防課）

近年の集中豪雨などによる土砂災害は極めて甚大な被害をもたらすことから早急な対策が求められている。

土砂災害危険箇所については、調査の進捗により箇所数が増えることが予想されるので、県民が土砂災害から身を守るための判断材料としてタイムリーな公表となるよう努められたい。さらに、市町の避難勧告等についても、住民が迅速・的確に避難できるよう普段から市町と十分な連携の取組に努められたい。

(20) 主権者教育について（教育委員会事務局高校教育課）

公職選挙法の改正により選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられ、主権者教育の重要性が注目されている。主権者教育においては、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、これから社会人として自立して生活していくうえで正しい判断ができるための知識習得にも必要と思われる。

そこで、主権者教育では、政治の仕組みに併せて、例えば税や社会保障など社会人として生きていくために必要な社会の仕組みを学べるような機会を設けるよう工夫されたい。

(21) 観光と文化財との連携について（教育委員会事務局文化財保護課）

古くから交通の要衝として発展し、歴史の表舞台にも登場してきた滋賀県は全国でも有数の豊かな文化財に恵まれている。これらを活かし、観光部局等とも連携しながら、文化財の活用を図っていく取組については、「日本遺産魅力発信事業」の推進をはじめ、滋賀ロケーションオフィスでの映画やテレビロケの誘致などが行われているものの、まだまだ十分ではないのが現状である。そこで、例えば現在脚光を浴びている「ピワイチ」との連携など様々な施策との連携によりさらなる文化財の活用を図り、互いに相乗効果が得られるような取組を工夫されたい。

(22) 病院経営の改善について（病院事業庁経営管理課）

平成27年度の決算では、県立3病院（成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センター）を併せた病院事業全体で2億8千万円の純損失となり、第三次県立病院中期計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）の計画値を9億1千2百万円下回る結果となった。平成26年度に計画の中間見直しを行い、取組内容のさらなる強化、拡充を図られたところであるが、9億円余りの計画との乖離は見込みにはズレがあったと言わざるを得ない。

今年度策定される次期中期計画の策定にあたっては、第三次県立病院中期計画のこうした乖離の分析を行い、それを踏まえて、社会情勢の変化等も勘案したうえで実効性のある適切な計画策定に努められたい。

また、第三次県立病院中期計画が確実に達成されるよう、引き続きPDCAサイクルによる進行管理を徹底されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年12月6日

滋賀県監査委員	川	島	隆	二
〃	山	田		実
〃	平	岡	彰	信
〃	北	川	正	雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	平成28年3月2日
監査結果報告年月日	平成28年3月15日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,039,235円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>公用車による交通事故を防止するため、乗車時における注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等による指導・教養を有効に活用するなど、次のような取組を実施して交通事故の防止を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の招集日教養等あらゆる機会を捉えて安全運転教育の徹底を図るとともに、同乗者の責務を明らかにするための「助手席同乗者マニュアル」を活用し、同乗時における同乗者の注意義務等の指導を行っている。 2 幹部職員は、公用車の運転に際し、職員の健康状態を確認し、体調不良者には運転禁止措置をとり、また、出発直前に安全運転に関する注意喚起を行うなど、事故の未然防止に努めている。 3 公用車事故の発生を受け、従来の「安全運転五則」に加えて、全職員から事故防止に関する標語を募集し、新たに「安全運転六則」を制定し、朝礼時に唱和して事故防止の意識向上に努めている。 4 交通事故の当事者となった職員には、自動車運転技能訓練に参加させるとともに、招集日等を利用して、事故車両搭載のドライブレコーダーによる事故発生時の映像を視聴することにより、事故態様、原因、反省点等体験内容を全職員で共有し、安全意識の向上に努めている。 5 毎朝礼後公用車の運行前点検を実施し、車両の不具合部分の有無、整備状況等を確認することにより、車両の適切な管理に努めている。

監査執行対象機関名	草津警察署
監査執行年月日	平成28年3月2日
監査結果報告年月日	平成28年3月15日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%:1件、85%:1件、未確定:1件)発生し、保険により104,683円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>公用車による交通事故防止については、運転技能訓練、事故事例に基づく教養等を実施し、日頃から職員に対する安全運転意識の高揚や運転技術の向上に努めるとともに次のとおり各種取組を実施して交通事故の防止を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助手席同乗者の車両後退時における誘導作業等の責任の明確化を図るため、「助手席同乗者マニュアル」を作成、配布したほか、当署裏駐車場において若手警察官を対象とした「駐車運転実戦訓練」を実施し、運転技術の向上に努めるとともに交通事故防止が組織を挙げての取組であることを再認識させるなど、交通事故防止、安全運転意識の高揚を図った。 2 注意喚起を促すため、職員自らが経験した交通事故体験談等を発表し、毎週火曜日の朝礼時に「ヒヤリ・ハット体験談スピーチ」を実施しているほか「安全運転5則」の唱和を行い、交通安全意識の高揚を図った。 3 毎週木曜日の朝礼時には警部補による「伝承教養実戦塾」を開催し、運転技能の向上と安全運転意識等の

浸透を図ったほか、適正な車両管理について周知・徹底を図ることを目的とした「警務課だより」を随時に発出した。

- 4 二輪車による事故が連続して発生したことから、地域警察官を対象とした二輪車運転技能訓練を実施したほか、朝礼時に交通事故防止教養ビデオの視聴を行うなど運転技能の向上と安全意識の高揚を図った。
- 5 日常の運行前点検の徹底に加え、毎日、朝礼終了後に当署管理の全車両の点検を実施したほか、幹部職員立会いによる一斉点検を実施するなど適切な車両管理に努めた。

監査執行対象機関名	近江八幡警察署
監査執行年月日	平成28年1月19日
監査結果報告年月日	平成28年3月15日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が2件（県過失割合100%：1件、未確定：1件）発生し、保険を含めて364,230円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>公用車による交通事故を防止するため、朝礼、招集日における指導教養の他、日々の声掛けの励行、実践的な事故防止教養を実施するとともに、日常点検をはじめとする車両管理を徹底するなど、次のような取組を実施して交通事故の防止を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転時におけるあらゆる場面での危険予知能力を高めるため、DVD視聴による教養を朝礼終了後、4日間に渡り全職員に対して実施し、運転時における予知すべき危険事項、潜んでいる危険を職員に習得させた。 2 事故防止について、レポートを作成させるとともに事故を防止するため自分はどうのようことを注意するのかを「私の交通安全宣言」として宣言（記載）させ、安全運転意識の高揚を図るとともに、職員が宣言した「私の交通安全宣言」を集約し、「近江八幡署の交通安全宣言」ステッカー（・焦らず、余裕を持った運転に心がける・だろう運転はしない・自分の運転を過信しない・守ります交通安全）を作成し、当署の全公用車に貼り付け、注意喚起を図った。 3 公用車を使用し、運転席からの目視および各ミラーを通しての死角について、ナイロンテープにより見える範囲と見えない範囲を立体的に示して、死角部分が広範囲にあることを自覚させた。また、死角部分に原付バイクを置き、すぐ近くにいるバイクが運転席から全く見えないことを実体験させ、死角部分を知ることの重要性および安全確認や降車誘導の重要性を認識させた。 4 生の体験発表は説得力も有り、事故抑止効果も高いと認められることから、「ヒヤリハット体験発表日」を毎週火曜日の朝礼時に設け、職員自らが体験した交通事故体験談をスピーチさせることで、交通事故抑止、安全運転意識の高揚を図った。 5 事故事例や注意事項、適正な車両管理について「警務課だより」を随時作成して職員に周知するとともに、公用車の適切な管理のため、日常の運行前点検の実施はもとより、毎日、朝礼終了後に幹部立会いによる全公用車の点検を実施し、適切な車両管理に努めた。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成28年3月15日
監査の意見	<p>(i) 児童虐待における関係機関との連携体制の構築等について（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、健康医療福祉部子ども・青少年局）</p> <p>子どもが命を守られ安全安心に育っていくことができるよう、児童虐待への的確な対応が喫緊の課題となっている中で、平成26年度における子ども家庭相談センターの児童虐待の相談件数は1,685件で、前年度から402件、31.3%の大幅な増加となっている。県・市町とも体制整備を図るなどして、相談対応等に努めているところであるが、近年、センター職員の長時間の時間外勤務が恒常化し、看過できない状況となっている。これに加えて、今後、こうした状況のまま推移していくと、増加していく事案への的確な対応に、危惧を生じかねないところに至っている。</p> <p>市町においては、平成16年に児童福祉法の改正により、児童家庭相談に応じることをはじめ、必要な調査および指導等を行うこととされており、また、児童虐待の通告先となっているところである。児童相談所においては、市町相互間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行うとともに、専門的な知識および技術を必</p>

要とする業務等を行うこととされている。

児童虐待事例は複雑化・困難化を極めており、子どもの命を守り、将来にわたっての健やかな育ちを保障するために、児童相談所、市町、警察等の関係機関がそれぞれの役割や機能を発揮し、専門性を深めつつ一層連携して対応することが必要となっており、関係機関が課題を共有し、効果的な体制の構築に努められ、そうした中で特に、児童福祉法における県と市町の役割の位置付けを踏まえて、児童相談所に求められている広域的、専門的な機能を、的確に発揮していかなければならない。

併せて、必要な対応等を行っていくための財政措置も重要であることから、児童相談所職員配置基準について児童福祉司の配置を虐待対応相談件数に基づいたものとするなどの抜本的な見直しと、市町の児童相談体制の職員配置基準の創設等について、引き続き強く国へ提案されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、健康医療福祉部子ども・青少年局)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生子防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法が改正(平成28年6月3日公布)され、県や市町の役割と責務が明確化されたところ。

県は、市町の業務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行うこととされ、市町は基礎的な地方自治体として、身近な場所における支援業務を適切に行うこととされた。

子ども家庭相談センターについては、県内の児童虐待相談件数が増加を続ける中、子ども家庭相談センターの迅速な意思決定や円滑な情報共有を確保するため、中央子ども家庭相談センターの管轄区域を分割し、平成28年4月1日に大津・高島子ども家庭相談センターを開設して、子ども家庭相談体制の機能強化を図ったところであり、職員体制の確保や効果的・効率的な業務執行にも努めながら、市町要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との緊密な連携を推進しているところである。

次に、児童相談所や市町における児童相談体制についてであるが、児童相談所における人員体制の強化を図るため、人口要件に加えて継続的な虐待相談対応相談件数等も勘案した職員配置基準へ見直すこと、市町については人口や相談件数等を基準とする職員配置基準を明確にすることを近畿府県と連携し国に対して要望している。

監査結果報告年月日 平成28年3月15日

監査の意見

(2) 情報分野における学習環境の整備について(大津商業高等学校、教育委員会事務局教育総務課)

大津商業高等学校では、情報分野における専門性を深めた学習を行い、情報を適切に収集・分析・加工し、その発信する能力を育てることを目標に、情報システム科が設置されているところである。

また併せて、ビジネス経済分野やマーケティング分野等ビジネスに関する幅広い学習を総合的に行い、各分野でスペシャリストとして活躍できる人材の育成を目指して、総合ビジネス科が設置されている。

しかしながら、これらの専門的な学習を支える基盤となる実習の課程での設備が陳腐化するとともに、故障機器も多くなってきており、授業への支障が懸念される状況にある。情報通信技術の学習においては、ハード・ソフト共に技術革新等の進捗が著しいことから、それらを踏まえた学習環境の整備に努め、生徒がより実践的な学習を積み重ねていくことも重要であり、今後の機器更新等について、十分検討をされ、生徒の期待に応えられるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育総務課、大津商業高等学校)

大津商業高等学校を初め、職業学科を有する県立高等学校における学習用情報機器端末等については、国庫補助金の縮小・廃止等による整備予算の減少により、これまで機器の更新が滞ってきた。

今後は、平成28年度から平成34年度の間で実習用情報機器端末(約2,400台)等の更新を計画的に行うこととしている。平成28年度においては、OSサポート期限を過ぎたWindows XPを搭載したパソコン約400台を更新し、平成29年度以降も、Windows Vista搭載のパソコン等を順次計画的に更新していく予定である。

監査結果報告年月日 平成28年3月15日

監査の意見

(3) 学校評価への取組について (各県立学校、教育委員会事務局学校教育課)

学校評価については、個々の学校が、その学校の持つ様々な条件の下で、教育目的、教育目標をどのような体制や方法でより効果的に果たしているかを、教員、生徒、保護者、学校評議員の4者によって、総合的、客観的に評価・分析し、学校経営の視点も含め学校教育の改善に総合的に活かすことを目的に、平成20年度からすべての県立学校において実施されてきているところである。

しかしながら、その現状を見ると、教員による自己評価がほとんどの項目で「A」評価され、また、保護者等学校関係者の評価でも、自己評価とほぼ一致して各項目で「A」評価とされている事例が多く、形式的なものとなっているように見受けられる。

学校評価は、教育面や学校運営面等の現状を真摯に評価することを通して、課題や改善を要する事項等を明確にしつつ共有していくことによって、よりよい方向へと改善を図っていくための大切なツールとして、取り組まれているものである。

これまでの各県立学校での監査の実施においても、重ねてこうした意見等を述べてきたところであるが、今後、先進的に取り組まれている学校の手法を取り入れることや、評価結果の公表内容に生徒による評価等も加えること、評価項目をどのように設定していくかといった工夫や改善なども含めて、より良い教育の仕方や授業・学校運営の改善につなげていくという本来の目的に資するものとなるよう、教育委員会がイニシアチブを取り、鋭意取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(高校教育課)

学校評価については、生徒や保護者等によるアンケート結果等を踏まえ、教職員による自己評価を行うとともに、学校評議員や保護者等からなる評価委員会を経て学校関係者評価を行い、学校運営の改善を図る観点から実施している。

現在、自己評価を行う上で、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価するため、生徒や保護者、学校評議員を対象とした外部アンケートを実施している。このアンケートについては、より良い教育の仕方・授業につなげるため、生徒による授業評価的な視点を必ず加えるよう各高等学校に指示している。さらに、総合評価や外部アンケートの結果をもとに、学校独自の分析や次年度に向けての改善策についても作成を求めている。

今後、重点目標や評価項目の設定、アンケート方法の改善等についても検討するよう指導してまいりたい。

また、評価結果の公表については、自己評価、学校関係者評価は統一様式で、県教育委員会や県立中・高等学校のホームページですべて公表しているが、外部アンケートの集計結果と学校評価・アンケート結果の分析、次年度に向けての改善点についても、すべての県立学校がホームページに掲載するよう徹底してまいりたい。

なお、今年度、各県立高等学校の学校評価の取組状況について報告を求めた。今後、先進的な取組を行っている学校の手法などを学校に示し、学校評価がより実効性のあるものとなり、家庭や地域への説明責任を果たすとともに、学校運営の一層の改善につながるよう、引き続き各学校への周知・指導を継続してまいりたい。

(河瀬中学校)

学校評価のこれまでの取組状況等については、年2回(10月と3月)の教員アンケート調査を実施し、同時に生徒や保護者アンケートも行い、学校評議員会において、評議員の方からのご意見や質問内容も参考にして、最終評価を行っているが、新たな工夫や改善として、今年度の一回目(10月)のアンケートにおいて、学校評価の評価項目数と生徒、保護者の項目数に違いがあり、集計や総合評価がしにくい状況があったため、項目数をそろえるよう改善した。また、項目内容も各評価者向けの表現に変えるなど改善を行った。このことにより、教員・生徒・保護者の比較が容易になり、三者のアンケートによる総合評価がしやすくなった。

学校評価の結果を生かすための新たな取組や改善策として、年度末の総括時に、学校評価にもとづく改善点を抽出し、翌年度の取組に生かしていくとともに、学校行事等への保護者の参加を呼び掛ける発信も積極的に行い、より学校評価がしやすいよう取り組んでいくこととする。

その他、学校独自の取組に係る新たな工夫や改善としては、できていないことやマイナス評価になりそうなことを課題として捉え、アンケートの調査項目、質問事項を見直していきたい。

今後は、今年度よりアンケート項目数を教員・生徒・保護者と揃えて、比較をしやすくしたので、公表の仕方についても工夫をしていくとともに、新たな重点目標や重点項目に対して、質問内容の見直しを図り、よりよい学校評価の在り方を考えていきたい。

(守山中学校)

本校では、学校評価をより実効性のあるものとするために、生徒アンケートの細目として、授業アンケート、

いじめアンケートを同時期に実施している。また、高校担当者とともに、本年度は自治会長等、学校周辺の地域住民宅を訪問し、住民の願いや思いを聴取した。

また、10月末から12月中旬に実施する発展学習プログラムにおいて、講座担当として来校する特別非常勤講師から、第三者の立場で本校の教育活動に関する感想や意見も聴取する予定である。

2学期末に実施する保護者向けアンケートについては、学校に対する保護者個々の思いも記入できる回答用紙を、子どもを通じて配布し、回収袋（封筒）に同封して提出できるようにし、回収率のさらなる向上に努めるとともに、保護者の願いを的確にとらえ、学校への評価が向上するよう取り組んでいく。

今後は、学校評価が自己評価および学校関係者評価に偏重しないように留意し、地域や外部の評価を機能的、効果的に取り入れる方法を検討し、さらに開かれた学校づくりに繋げていきたい。

（水口東中学校）

7月に教職員によるアンケート、12月に教職員、生徒および保護者アンケートを実施している。学校評価をより実効性のあるものとするために、これまでのアンケートに加え、10月の「公開授業週間」での近隣住民や市町教育委員会事務局職員等外部参観者の意見や感想を本校教育活動の評価に取り入れる予定である。

また、本校で開催される各種の研究授業などの場に出た意見だけでなくその場を利用して本校に対する感想・意見等を求め、積極的に評価に活かすようにしていきたい。

（膳所高等学校）

授業アンケートについては、生徒が授業に前向きに取り組んでいるかどうか、その授業が生徒の力となっているかという視点をより明確に出すように今年度より質問内容を変更して実施することとした。

今後について、生徒や保護者のアンケート結果からの学校関係者評価が「A」でない場合はもちろん、たとえ「A」であっても、細かなアンケート項目で十分でない部分や経年変化で肯定的評価が減少している項目を本校教育への警鐘として真摯に受け止め、より一層改善を図りたい。長期的・大局的な視点から本校の置かれている状況を鑑み、分掌や学年で改善策を継続的に検討し、良い伝統を引き継ぎながら改善を図っていきたい。あわせて、学校関係者評価の実施に係る委員に十分な説明を行い、評価が形式的なものとならないように今後も努めていきたい。

また、学校評価の重点評価項目やアンケート項目についても、11月や2月に学校関係者評価の実施に係る委員に意見を聞きながら、次年度に向けて検討を重ねていきたい。

（堅田高等学校）

本校は、学校評価を学校改善のための重要なツールと位置付けている。平成27年度の総合評価の結果を検討した上で平成28年度中に重点的に取り組む事項を15項目挙げて、教職員全員が共有し、改善に取り組んでいる。

今後も、評価項目の再検討を含め、より学校の課題がはっきりするような学校評価になるよう努めていきたい。

（東大津高等学校）

学校評価は課題や改善を要する事項等を明確にしつつ共有することによって、よりよい方向へと改善を図っていくツールであるとの認識のもと、本校としては次の点に取り組むこととした。

- ・「課題の改善に向けた具体的な取組等」の内容をより具体的なものに変更し、改善内容を明確にする。
- ・改善に向けての取組結果を担当者が直接、学校評議員に口頭説明することによって、改善の責任者を明確にし、学校関係者評価を実効あるものにする。

また、本校では、個人情報の保護を重視し、個人情報の管理についての改善内容を学校評価に反映させ、具体的な取組としてまとめた。そして、これまで以上に教職員等に管理の徹底を促すとともにホームページに掲載し、保護者に周知した。

（大津高等学校）

本校では従来、項目により「B」の評価も見受けられ、学校関係者からも「やや厳しすぎる感はあるが、適正な評価になっているとも言え、妥当と考える」と評価していただいている。

本年度より、より適切な学校評価とするためにはアンケート調査の質問項目を見直すことが望ましいと考え、夏季休業中に学校評価委員会でアンケート調査の質問項目を全面的に見直す原案を作成し、9月1日の職員会議で全職員に提示し、共通理解を得た。新しい調査項目により9月に教員に対してアンケート調査を実施した。10月に、それに基づく結果を公表し、12月には同様に新しい調査項目により生徒および保護者に対してアンケート調査を実施する予定である。

今後は、前述のアンケート調査の質問項目改訂により、より適切な学校評価が図られるものと考えている。

さらに、2月の学校評議員の評価に際して、本校の教育の概要について説明するだけでなく、授業参観等により、本校の現状について一層認識を深めていただいたうえで、評価に当たっていただき、よりの確な学校評価となるよう改善を図る予定である。

今後も、アンケート調査の結果をもとに、本校の教育内容の改善に資する学校評価のあり方について研究を深め、改善に努めたい。

(石山高等学校)

本校では、9月に学校評価アンケートの実施方針を全職員で確認し、10月に教員の自己評価、11月には保護者、生徒の評価を行い、集計後、年末に評価結果を全生徒に配布している。2月には教員自己評価、生徒・保護者評価を併せて学校評議員に送付し、3月に学校評議員の会にて、意見交換等を行った後、学校関係者評価を行っている。また、評価結果については本校のホームページにおいて公開している。

平成25年度からは、生徒には学校評価に加えて、12月に授業評価を実施し、より良い教育のあり方へつなげるとともに授業改善に役立てている。

さらに、平成27年度まで卒業式と併せて実施してきた学校評議員の会について、平成28年度からはできるだけ時間をとって学校評価に関する意見が聞けるように、開催日の工夫を行うこととした。

今後も、さらに生徒や保護者の生の声をできる限り学校運営に反映できるよう、他校の状況も参考にしながら学校評価を行い、学校評価の学校に対する意見記述部分を全職員で共通理解し、各教員が各自の教育活動に生かしていくよう取り組んでいく。

(瀬田工業高等学校)

本校では、生徒アンケートおよび保護者アンケートを全員を対象に実施した。生徒アンケートは、ほぼ100%回収したが、保護者アンケートは約90%の回収であったため、さらに、学校評価の精度を高めるため、保護者アンケートの回収率が高まるようPTA役員会等へ働き掛けを行った。また、学校評価をより実効性のあるものにするため、学校評議員会やPTA役員会およびPTA総会にて学校評価を公開し、広く意見を求め課題を明らかにするよう図りたい。さらに、学校評価や外部アンケートについては、本校のホームページにおいて、中間評価および学校評価の改善に向けた取組を随時公表した。学校評価から得た課題については、教職員がしっかりと共通認識とし、改善に努めていく。

学校改編により、平成29年度から瀬田工業高校と瀬田高校(定時制)が一つの学校となり、瀬田工業高校としてスタートする。互いの学校評価結果から課題解決の方向性を探り、学校運営を充実させ、全日制と定時制がともに発展するよう検討していく。

(大津商業高等学校)

学校評価については、従来より適正な評価を心がけるよう取り組んできたところである。生徒や保護者へのアンケートも行っており、結果は校内で共有し、改善を検討している。

本年は、より正確な学校評価を得るために回収率向上に取り組み、未提出者の確認を徹底することにより、回収率の向上に努めた。また、保護者アンケートには自由記入欄を設け、広く意見の収集を図っている。

今後は適宜学校目標の見直しを行い、適正な評価と課題への取組を続ける。

(北大津高等学校)

学校評価や外部アンケート結果等をホームページに載せるとともに、PTA総会や学校評議員の会等あらゆる機会を通して結果の公開をして、少しでも多くの人に学校評価が身近なものとなるように努めている。その結果、学校・家庭・地域の連携による学校づくりに参加していただくきっかけになっており、学校関係者から様々な意見をいただいている。そこで本校では、学校評価の結果を生かすために学校評価委員会において改善の提言をおこなうとともに、学校改善のプロジェクトチームを結成して次年度に向けた課題の克服の方策を具体的に検討している。

保護者対象の外部アンケートや学校関係者評価の実施を、学校に対する保護者や地域住民等の理解や協力を得る機会と捉えた上でPDCAサイクルをしっかりと機能させ、組織的な教育活動、その他の学校運営の改善につなげていく必要があると考える。今後は学校関係者評価委員に学校の実情を十分に知ってもらい、多くの関係者の連携・協働につなげる情報発信の役割を担ってもらえるように働きかけていきたい。

また学校評価における目標と個々の教職員の課題意識等が連動して組織的な教育活動となるように、管理職と教職員が十分にコミュニケーションをとるよう努めたい。

(彦根東高等学校)

本校の学校評価は必ずしも「A」評価ばかりではない。平成27年度学校評価において、25項目中自己評価で「A」評価は7項目、学校関係者評価では11項目である。厳しい評価項目については、分掌、学校全体の会議

等を通じて細かく分析し、「次年度への提言」をまとめ、次年度の学校改善に生かしている。

従来から、本校は、学園祭への保護者の参観を呼びかけ、文化祭、体育祭で、毎年、百名をこえる保護者が見に来てくださる。今年はさらに、土曜授業日に実施しているリーダーシッププロジェクト講演会にも、7月16日と9月10日の土曜日2回、PTA役員の方の参加を呼びかけ、約20名の方に参観いただいた。今後も、学校行事の参観を保護者に幅広く呼びかけていくこととしたい。

今年度は、前年度と同じ評価項目で学校評価を実施した。例年、年度末に評価結果をもとに、評価項目を検討しているが、今年度はより細かく見直す予定である。

(彦根西高等学校)

学校評価については、9月に教員、生徒、保護者対象に、1月には教員、生徒対象にアンケートを行い、アンケート各評価項目の平均値をもって学校評価の判定を行っている。また、年度末には学校評議員による総合評価をお願いしている。公表方法はホームページおよび、保護者あて文書で行っている。

評価結果の取り扱いについて、特に「B」や「C」の項目については、3年間の年度比較および3者間(教員・生徒・保護者)の比較データ等詳細な分析データをもとに、職員で協議を行い、課題を洗い出し、翌年度、重点的に取り組むこととした。

今年度のアンケートは、学校統合に伴う重点目標の変更を行ったため、前年度からの懸案事項を念頭に置きつつ、アンケート内容との齟齬がないことを確認の上実施している。

学校評価によって明らかになった組織の課題等については、今後も職員への「可視化」、「共有化」によって校務運営のさらなる改善を図っていく。

(彦根工業高等学校)

本校では、教員の自己評価についても、客観的視点に立ち、厳しく評価するように説明をした上でアンケートを実施している。その結果、平成27年度の教員による中間評価では23項目中、「A」は9項目、「B」は12項目、「C」は2項目となった。さらに、生徒や保護者にも厳しい視点から忌憚のない意見を賜っている。

学校評議員の方とは、これらの自己評価を事前に示したうえで、さらに会議の場で質疑応答をする中で、最終評価をいただいている。その結果、学校評議員の中には、生徒、保護者の評価を尊重するとして、厳しい評価をしていただいている方もある。

このような経緯を経た3月の学校関係者評価では「C」が2項目、「B」が16項目となった。「C」評価を受けた項目については、平成28年度の学校運営の年間重点目標に掲げ、教職員が意思統一を図りながら、改善に努めている。

今後は、学校評価をさらに実効あるものにするため、保護者会等で来校された際に保護者アンケートに記入していただくなど、回収率の向上を図るとともに、保護者向けの通信等を利用して、学校の取組状況を発信、周知していきたい。

(彦根翔陽高等学校)

学校評価については、9月に教職員に、1月と3月には教職員、全校生徒およびその保護者を対象にアンケートを実施し評価を行った。3月には学校評議員に評価を検討していただき総合評価とした。その後ホームページにおいて公開している。

平成27年度は、生徒対象に実施した授業に関する記述式アンケートの回答を項目ごとに一覧表にし、会議で配布し、教職員評価と生徒・保護者の評価との差が大きいものについて、検証し評価の捉え方等の改善を図った。学校評議員には、1月アンケートの集約が終了した段階で事前に結果を知らせ、3月の会議までに見ていただき、評価に対する意見を頂きやすくするとともに、改善すべき事項についてご意見をいただいた。

今後は、項目の内容や評価基準についても見直すなどの改善に努めていきたい。

(河瀬高等学校)

学校評価のこれまでの取組状況等については、年2回(10月と3月)教員アンケート調査を実施し、同時に生徒や保護者アンケートも行い、学校評議員の会での最終評価の参考にしているが、新たな工夫や改善として、今年度の一回目(10月)のアンケートにおいて、学校評価の評価項目数と生徒、保護者の項目数に違いがあり、集計や総合評価がしにくい状況があったため、項目数をそろえるように改善した。このことにより、教員・生徒・保護者の比較が容易になり、三つのアンケートによる総合評価ができると考える。

学校独自の取組に係る新たな工夫や改善としては、できていないことやマイナス評価になりそうなことを課題として捉え、アンケートの調査項目、質問事項を見直したい。

また今後は、今年度よりアンケート項目数を教員・生徒・保護者と揃えて、比較をしやすくしたため、公表に工夫をするとともに、改善できなかつたり、達成困難な内容をアンケート項目に積極的に入れ、より高い目

標を持ってさまざまな校務運営ができるように努めていきたい。

(長浜高等学校)

本校では、すべての生徒および保護者を対象に、学校評価の各項目に関連した評価アンケートを実施し、そのアンケート結果を参考に教員による自己評価ならびに学校評議員による総合評価を実施してきた。

今年度 4 月より高校再編にともない、本校は長浜北高校校地に統合移転し、長浜高校・長浜北高校・(新校)長浜北高校の 3 校が併置となった。

学校生活や生徒会等の規則も 3 校統合し、教員も兼務で学習や部活動等の指導を行っている。学校評価についても、監査の結果をふまえ、これまでの両校の課題や改善を要する事項等がより明確になるよう 3 校で統一した新たな重点項目を定めた。

平成 27 年度の長浜北高校学校評価では、本校が「A」評価であった学習指導・学校図書館・環境教育の 3 項目で「B」評価をされている。

平成 28 年度 12 月に実施予定である、生徒および保護者を対象の評価アンケートについて、上記の項目の達成状況や取組が適切に評価できるよう、生徒・保護者にとって具体的で分かり易い質問内容を検討する。また、生徒・保護者の評価アンケートの結果を真摯に受け止め、学校として進めてきた教育活動や学校運営に関する取組が適切かどうか適切に評価し、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。

今年度より設置された学校運営協議会の委員の方にもご意見をいただき、学校運営の改善に努めていきたい。

(長浜北高等学校)

本校では、すべての生徒および保護者を対象に、学校評価の各項目に関連した評価アンケートを実施し、そのアンケート結果を参考に教員による自己評価ならびに学校評議員による総合評価を実施してきた。

今年度 4 月より高校再編にともない、本校校地に長浜高校が統合移転し、長浜高校・長浜北高校・(新校)長浜北高校の 3 校が併置となった。

学校生活や生徒会等の規則も 3 校統合し、教員も兼務で学習や部活動等の指導を行っている。

学校評価についても、監査の結果をふまえ、これまでの両校の課題や改善を要する事項等がより明確になるよう 3 校で統一した新たな重点項目を定めた。

平成 27 年度の長浜高校学校評価では、本校が「A」評価であった学校経営の項目が「B」評価をされている。

平成 28 年度 12 月に実施予定である、生徒および保護者を対象の評価アンケートについて、上記の項目の達成状況や取組が適切に評価できるよう、生徒・保護者にとって具体的で分かり易い質問内容を検討する。

また、生徒・保護者の評価アンケートの結果を真摯に受け止め、学校として進めてきた教育活動や学校運営に関する取組が適切かどうか適切に評価し、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。

今年度より本校に設置された学校運営協議会の委員の方にもご意見をいただき、学校運営の改善に努めていきたい。

(長浜農業高等学校)

本校では、各評価項目について生徒にアンケートをとっており、その結果を自己評価に加味している。また、学校関係者にも細かく現状を説明し、課題も伝えているため、自己評価がほとんどの項目で「A」評価され、また、保護者等学校関係者の評価でも、自己評価とほぼ一致して各項目で「A」評価とされているということはない。

しかしながら、逆に本校では「B」評価が半数近くもあり、その「B」評価については課題であると捉えている。こうした課題については毎年、管理職ならびに関係領域担当の部署が中心となって年度末に改善策を講じ、次年度より職員一同が取り組み、改善が図れるよう努力しているところである。

また、春と秋の農産物販売会や寄せ植え講習会など、本校の特色について地域の方々に理解をいただけるような取組を進め、学校評価がより実態に即したものになるよう取り組んでいるところである。

(長浜北星高等学校)

全日制においては、評価が「B」ランクであった項目の具体的なアンケート質問項目については、重点評価項目の評価へのつながりを意識し、生徒にも保護者にもわかりやすい文言に今年度変更した。さらに、生徒や保護者が評価できる情報量を充実させるために、ホームページをリニューアルし昨年以上に本校の情報発信をしている。

今後も、学校評価を授業や学校運営の改善につなげることはもちろんのこと、地域を意識した学校づくりに活用していきたい。

また定時制においては、既に学校評価検討委員会で重点項目を具体的な分かりやすい表現に修正する方向で

検討を行うとともに、学校評価が授業や学校運営の改善につながるものであることを教員間で再度確認し直した。

今後、生徒や保護者に、学校評価の目的や意義を文書等で丁寧に説明し、素直な回答を依頼する予定である。また、保護者に子どもたちの学校生活の様子がより理解できるように、ホームページの完全リニューアル（前回平成22年12月）を4月に行い、また毎月発行の定時制通信の充実を図っているところである。

（八幡高等学校）

本校では、昨年度、自己評価が全て「A」評価であったが、保護者評価では2領域で「B」評価となり、自由記述の中では厳しい意見もあった。このため、特に指摘の多かった生徒指導の領域については、今年度から指導方法の見直しを行った。また、進路実現や学力・授業に関する指摘については、今年度7月、全生徒を対象として、授業力向上に向けたアンケート導入の取組を既に行ったところである。

また、保護者からは「判断しにくい。分からない。」という意見も多かったことから、学校ホームページの刷新・更新を図るとともに、学年通信や学級通信の発行を工夫し、評価材料となる情報発信の推進に努めていきたい。今後も、関係者の意見を踏まえ、アンケートの質問内容の検討などに努めていきたい。

（八幡工業高等学校）

本校では、全職員が教育目標を共有し、相互理解と信頼に基づき教育活動を推進するため、生徒、保護者、教職員への学校評価アンケート結果を元に自己評価を行い、学校評議員の会で1年間の成果を報告し、アンケート結果や自己評価について意見や助言をいただき学校評価を確定している。

今年度、学校評価項目とアンケート内容の整合性の検討を進めていて、今後、本校のホームページをリニューアル（予定は平成28年11月から）するのに合わせ、以前より大きな学校評価のアイコンを設置して、公表方法がわかりやすくなるよう計画している。

今後も、学校評価がより良い教育の仕方や授業・学校運営の改善につなげていくという本来の目的に資するものとなるよう、改善を重ねたい。

（八幡商業高等学校）

本校では、生徒・教職員・保護者3者によるアンケートについて、たとえば、3者のうちの2者が「B」評価であったり、自己評価が「A」であっても、教員の自己評価との差も大きく課題があると思われる項目について、分析を詳細に行い、教育活動の改善を図っている。

今年度は、2月に開催予定の学校関係者評価委員会では事前に資料を送付し、より実りある委員会になるよう取り組んでいくこととする。

今後も、学校評価を、教育面や学校運営面での現状に対する評価であるととらえ、評価結果を職員会議の資料として提示し、各分掌等における教育活動の総括会議等に活用しながら、さらに評価委員会で意見を賜りながら、教育活動をよりよい方向へ改善していくツールとしての取組を今後も進めていきたいと考えている。

（八日市高等学校）

本校では、総合評価自己評価結果で「A」が10個、「B」が13個、総合評価学校関係者評価で「A」が12個、「B」が11個となっており、平成28年1月15日の監査時に担当監査委員より「学校評価について、多くの学校で「A」ばかりが目立つが、八日市高校は「B」評価もかなりあり謙虚に問題意識をもって自己評価をしていることがうかがえる。自己評価と学校関係者評価のばらつきが実態をよく表しているのではないか。」との講評を口頭で頂いている。

かなり適正な評価がなされていると考えているが、今後さらに適正でより良い評価となるよう、7月上旬に第1回学校評議員の会を実施し、学校評価をより実効性のあるものにしていくことを確認した。

今後は、基本的には現在の方向性を維持しながら、評価を基にした具体的な学校改善策の策定と、改善に向けた取組を進めていくこととする。

（八日市南高等学校）

本校では、自己評価を行う上では、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するために、生徒や保護者、学校評議員等を対象としてアンケートを実施し、分析を詳細に行っている。

たとえば、同じ「A」評価であっても、アンケート対象者によって幅があり、これを細かく分析することによって、本校の課題や弱み、また、伸び悩みがわかってくる。

また、アンケートの項目内容を同じにすることにより、経年変化や改善の伸び率を年度系列に分析、把握することができ改善した取組の評価を示すことができる。

本年度は、昨年度に実施したアンケートの結果を踏まえ、各分掌が分析した伸び悩み項目について、分掌重点方針や努力事項に新たな取組や改善する取組を加え、進めているところである。

学校評価は、教育面や学校運営面での現状に対する評価であり、よりよい学校の運営や活性化、そして特色ある学校づくりにつながる改善ツールにとらえ、今後も充実に努めていきたい。

(玉川高等学校)

本校では、学校関係者評価について、自己評価にとらわれず、厳しく見ていただくようにしている。

また、学校評議員の視点を参考に、過去の評価項目にとらわれすぎず、目指す目標を具体的に評価できるように次年度に向けて見直しの検討をしている。

さらに、重点評価項目を具体的でわかりやすいものとするとしており、特に、今年から文部科学省の事業指定を受けたことを機会とし、アクティブラーニングなどの授業改善、教科指導に関する評価、また特別支援教育や教育相談の項目を充実させるような方向性を検討している。

今後も、学校全体および個々の教員の目標を明確にすることにより、評価項目に具体性をもたせるよう検討していきたい。

(草津東高等学校)

本校では、これまで、教員による自己評価(9月)、生徒・保護者による評価(12月)、2度目の自己評価(12月)を行ったうえで、2月に学校評議員にすべての評価結果を送付したうえで、3月の第2回学校評議員の会で総合的に判定をいただくようにしているが、教員による自己評価と生徒・保護者の評価の間には乖離の見られる項目があったため、本年度からは第2回学校評議員の会において、これまで以上に項目ごとに判定をいただけるようにすることを考えている。

また、保護者を対象とした外部アンケートはマークシート式、記述式の両方を従前から行っている点についてはそのまま続けることとし、詳細の結果を最終評価に反映できるよう、改善につながるようにする。

今後は、保護者や生徒の意見や考えで重要性に基づいて優先順位をつけ、次年度の学校経営に活かしていくよう改善する。そのため、「総括」を現行の2月から1月に前倒しして行い、次年度までの準備期間を確保するように改善したい。

(草津高等学校)

本校では、今年度より、学校関係者評価を行う学校評議員に対しての説明を、年2回の学校評議員の会で行うとともに、平素からの本校の取組状況を理解して頂けるよう定期的に資料を送付することとした。また、保護者には生徒を通じての配布物や、メールやホームページを利用して、学校の取組状況を周知していただけるよう取り組んでいる。その上で、12月に生徒・保護者アンケートを行い、その分析の上、1月に教職員アンケートを実施し、総合評価を行う計画である。

また、年3回公開授業研究会を行い、保護者・関係者の方々へ参加もお願いしているが、このような機会をさらに進め、保護者・学校関係者の理解を深め、学校評価の有効な活用に努めたい。

(湖南農業高等学校)

本校では、これまで、自己評価として全教職員を対象に、また学校関係者評価として学校評議員、PTA評議員、全校生徒を対象にアンケートを実施してきた。今後は特に次の3点に留意し、アンケート内容等の見直しを行っていくこととする。

- ・評価アンケートにおける質問が評価項目を的確に判定できるよう内容の検討を行う。
- ・評価アンケートにおいて、1つの評価項目に対して1つの質問になるように改善を行う。
- ・次年度に向けた改善点・重点項目を端的にまとめた一覧表を作成し、全教職員で共通理解を図るとともに学校ホームページで公表する。

(守山高等学校)

本校では、学校評価をより実効性のあるものとするために、生徒アンケートの細目として、授業アンケート、いじめアンケートを同時期に実施している。本年度は自治会長等、学校周辺の地域住民宅を訪問し、住民の願いや思いを聴取した。

また、12月16日(金)に実施する平成28年度スーパーグローバルハイスクール研究発表大会には大学教授や企業関係者から、研究発表の講評とともに、本校の教育活動に関する感想や意見も聴取する予定である。

2学期末に実施する保護者向けアンケートについては、学校に対する保護者の個々の思いを記入する回答用紙を子どもを通じて配布し、回収袋(封筒)に同封して提出できるようにし、回収率のさらなる向上に努めるとともに、保護者の願いを的確にとらえ、学校への評価が向上するよう取り組んでいく。

今後は、学校評価が自己評価および学校関係者評価に偏重しないように留意し、地域や外部の評価を機能的、効果的に取り入れる方法を検討し、さらに開かれた学校づくりに繋げていきたい。

(守山北高等学校)

これまで本校では、学校評価については教員による自己評価に加え、生徒・保護者・学校評議員による学校関係者評価を実施してきた。評価項目は毎年見直し、一部修正も加えているが、経年比較の必要性から大きな変更はしていない。

今年度は、本校の課題をより多角的に分析するため、近隣の施設や中学校に記述式アンケートによる評価をお願いしている。本校は、地域の施設や人と密接な関わりを持ち、地域とともに歩むことを目指しているため、近隣の方々からの声や評価をしっかり受け止め、引き続き教育活動の改善・充実に反映していきたいと考えている。とりわけ、学校評議員には学校の情報を定期的に提供した上で、学校評議員の会を開催するよう努めたい。

今後もアンケートのみではなく、学校関係者や近隣住民等との日常的な交流・ふれあい等を通して学校改善に係る課題やさらに発展すべき取組などを見出し、改善サイクルの中に積極的に採り入れていきたい。

（栗東高等学校）

本校では、本年度の重点目標および重点評価項目については、学校の方向性と、課題や改善を要する事項等を明確にするため、平成27年度末に表現の見直しを行った。学校経営の重点や各校務分掌の課題をもとに運営委員会等で検討し、重点目標の2項目について表現を変更し、重点評価項目では6項目の表現を変更・改善した。

また、生徒、保護者、教職員の率直な意見を聴き取ることができるよう、各評価項目の表現を見直すこととし、年度末の総合評価にむけて、運営委員会・学校評議員による会議で検討している。

今後も、毎年度、見直しを行い、改善に努めていくこととする。

（国際情報高等学校）

本校では、教師については9月・12月の2回、生徒・保護者については12月にそれぞれアンケートをとり、集約したものをさらに学校評議員が総合評価として項目ごとに判定している。アンケートには、教師だけでなく保護者からも要望等を自由に記述できるスペースを設置し幅広く評価を求めている。保護者からの意見はすべて教員に伝わるよう集約したものを配布し共有している。また、年間2回、各授業について生徒からの授業評価をとり、教員の授業改革に役立つよう努めている。

集約した中間評価、総合評価は教員・生徒・保護者それぞれを同等に表記した上で、項目ごとに学校評議員により最終評価とするとともに、同時に学校評議員からの意見も取り入れ、次年度への課題としている。

なお、評価項目について、一定期間継続することにより、改善したことによる評価の変化を読み取れるようにしているが、今後は、必要に応じてアンケート項目と連動させ変更し、特に学校の取組についてのアピールに対する評価がされるよう工夫する。

また、学校評議員の会を、年間2回行っているが、より学校の取組や状況が学校評議員に伝わるよう、ホームページの充実、学園祭・公開授業・総合学科発表大会の案内を積極的に行い、より実情に応じた評価となるよう努めることとする。

（野洲高等学校）

本校では、生徒および保護者からの評価（アンケート）の回収率が極めて低かったため、今年度の第1回評議員の会において、対策についても協議していただいた。その中で、メール配信システムやホームページなどでアンケートへの回答の提出をこれまで以上に促すことなどの意見をいただいている。これをもとに、メール配信システムでのアンケート実施時の広報活動を、実施前の予告、実施期間中の督促、終了間際の再度の確認と3回行うことにする。

自己評価や、生徒・保護者からの評価の取得方法としては、これまで通り、マーク式と記述式を併用したアンケートによることを続けるが、自己評価において、厳しい判定をできるよう職員の当制度への理解を深めていく。その上で、職員に向けた自己評価アンケートの記述式の回答に今後の改善点または改善の可能性などを具体的に記述させることにする予定である。そして、これらの回答をもとに、第2回学校評議員の会において、各評議員に検討を加えていただき、学校に対して厳しい目を持った評価意見をいただくよう働きかける予定である。

（甲西高等学校）

本校では、生徒や保護者を対象としたアンケートの項目を学校評価の観点から点検し、授業の内容や進度、家庭学習、進路指導、生徒指導、人権教育、学校の情報発信に関する項目をより評価しやすいように内容を追加し、分かりやすい表現に修正するなどの改善を行った。

今後も保護者や生徒および教職員に対するアンケート項目を随時検討し、学校評価が授業や学校運営の改善につながるように工夫に努めるとともに、学校評価の結果や学校評議員の会における意見、アンケート結果を

慎重に分析し、洗い出された課題をすぐに検討・改善できるもの、長期的に改善が必要なものなどに分け、改善に向けて取組を進めていきたい。

(水口高等学校)

本校では、生徒・保護者アンケートはできるだけわかりやすく答えやすい設問にて実施し、併せて記述で学校への要望事項等も聞き取るアンケートとしている。保護者アンケートはできるだけ多くの保護者に回答いただくよう、文書配布とともに一斉メール配信にて依頼している。

評価結果は生徒、保護者の思いの変化や本校の具体的な教育活動や取組とリンクさせて改善すべき課題を職員会議で洗い出している。年 3 回の学校評議員の会では学校評価の具体的な数字を示しながら、学校評議員の率直な疑問、意見にお答えしながら総合評価としている。評価結果は数値明示や自己分析を行い、改善方策とともに学校ホームページに公表している。

学校評議員には学校の現状を理解し、より適切な評価をしていただけるよう適宜、学校教育活動のわかる資料を提供している。

11月には学校公開月間として、授業公開日を設定し、保護者、地域住民、卒業生等の来校を促し、生徒や学校の様子をみていただける工夫をしている。

併せて、すべての教科で生徒授業評価を実施し、その結果も学校評価に反映させている。また、積極的にホームページを使い、常に最新の情報を掲載するとともに、PTA広報誌、後援会報、同窓会報にて学校の教育活動を公開し、特に地域、保護者等への情報発信を心がけている。

今後も、引き続き上記取組を継続するとともに、PTA役員、生徒会執行部などと学校評価について情報交換する場を設定していきたい。

また、中学生体験入学でのアンケートや近隣中学校との会議等においても、本校取組について評価・意見を吸い上げる機会を持っていきたいと考える。

(水口東高等学校)

7月に教職員によるアンケート、12月に教職員、生徒および保護者アンケートを実施。

学校評価をより実効性のあるものとするために、これまでのアンケートに加え、10月の「公開授業週間」での近隣住民や市町教育委員会事務局職員等外部参観者の意見や感想を本校教育活動の評価に取り入れる予定である。

また、ICT教育推進校や「学びの变革」推進プロジェクト事業モデル校としての研究活動に対する評価も併せて参考としていく所存である。

(甲南高等学校)

本校では、学校行事や生徒の取組を保護者や関係者等に分かるよう本校のホームページに随時あげている。また、保護者や学校評議員も学校に来てもらう機会を作れるようユーカリ祭(学園祭)(9月から10月)の案内、普段の学校の様子を見てもらえるよう公開授業の実施日(11月)を設け、生徒を通じて配布し関係者には郵送している。

今後も、学校ホームページを活用して学校の方針や学校行事等、生徒の様子をこれまで同様行うとともに、保護者や学校評議員や学校後援会の方が来校できる機会を作れるよう各行事等の案内をしていく。

また、学校評価に対する分析を運営委員会や職員会議等で協議し、さらなる改善を図っていくこととする。

(信楽高等学校)

本校では、例年学校評価アンケートは、教員(自己評価)については9月と1月に実施し、生徒および保護者については、1月に実施している。学校関係者評価については、6月に意見を聞き、3月に実施している「学校評議員の会」においても、生徒・保護者のアンケートの結果をもとに、評議員の意見を聞きながら、また教員のアンケート結果もふまえながら改善すべきところを検討し作成している。

定点観測的に、年ごとの移り変わりがわかるようにするため、大幅な内容の変更はしていないが、生徒に対するアンケートの内容と、保護者に対するアンケートの内容との整合性がとれているように改善するとともに、より身近で具体的なわかりやすい問いかけに修正した。また、生徒に対しては、日頃の授業に関する内容のものを加えた。

今後も、アンケート項目については、柔軟に学校経営に活かすため、より現実的な内容に改善していく。また、学校の重点目標の実現につながるよう、多数の貴重な意見を聞ける場としていく。

(石部高等学校)

本校では、評価項目について、抽象的でわかりにくいという意見をいただいたので、質問項目の文言を具体的なものに修正した。

学校評価の結果については、個別の御意見に対する学校の回答も含めホームページで広く周知していくこととした。

ホームページの更新回数も増やし、毎月の行事予定をアップロードしているほか、行事の写真をできるだけ撮り、それをアップロードすることにより、学校の取組が多くの保護者に伝わるよう、工夫をしているとともに、PTAの広報誌についても、できるだけ直近の行事も載せ、興味を持って読んでいただけるよう工夫している。

本校では、基礎学力向上のため、授業改善等の取組を進めており、11月は授業公開月間で、教員間で研修している。それらの取組についても保護者に伝えていく工夫をするなど、今後も学校の取組をできるだけ発信し、理解を深めてもらい学校評価につなげていけるよう努めたい。

(日野高等学校)

本校では、学校評価の実施にあたり、教員、生徒、保護者によるアンケートを実施・集計し、学校評議員の意見も聞きながら、総合的に学校評価を行っている。

アンケートの集計結果を基にした自己評価については、職員会議の場で職員に周知し、また、学校ホームページに掲載し、広く学校関係者に知らせることにより、学校教育の改善に活用した。平成28年2月の「学校評議員の会」においても、アンケート結果や自己評価について学校評議員に対し説明し、様々な意見を頂戴して総合評価を行った。

結果として、残念ながら「A」評価の項目ばかりでなく、「B」評価となった項目も多数あったが、これを年度末の総括の際の反省材料として、次年度以降に、より良い学校経営に向け努力するよう職員の意識を向上させたところである。

今年度においても既に教員、生徒へのアンケートを実施済みであり、その集計結果により総合的に、また客観的に偏りのないよう自己評価を行ったところである。この自己評価については、9月の職員会議において、分析結果を職員に説明した。特に、昨年度より評価の下がった項目については、下半期において一層取組を強くするよう職員に周知徹底を図った。

今後は、学校の様々な取組については、学校ホームページやPTA広報誌を通じて広報に努めていきたい。

また、学校評価の結果を学校ホームページに掲載し、学校内外に広く知らせるとともに、PTA広報誌への掲載も検討していくとともに、評価項目についての改定等も含め、どのように学校評価の制度を効果的に活かしていくかを検討することとする。

(能登川高等学校)

本校では、第1回学校評議員の会(9月)で中間評価の結果・分析説明、後半の取組の重点の説明を行い、分析や取組の妥当性について広く意見を聞いたところである。学校評議員の意見は10月の運営委員会・職員会議で全教職員に周知し、後半取り組むべき重点の共通理解を行う。

第2回学校評議員の会(平成29年2月)には、自己評価の結果と分析を事前送付し、学校評議員の意見を求める。また、授業見学を計画し、生徒の学習の様子について知ってもらう予定である。

体育祭・文化祭(7月)、人間講座(10月)については全保護者に案内を出し、参加を呼びかけた。11月実施の公開授業についても、全保護者への参加呼びかけを計画している。

さらに、保護者アンケートの回収率向上に向け、2学期末3者懇談会を活用することを計画している。

今後も保護者や学校評議員へ学校行事への参加呼びかけを積極的に行うとともに、PTA通信・学年通信・ホームページ等を通して情報発信を行うことにより、「開かれた学校づくり」を目指したい。

また、学校評価の結果、学校評議員からの意見をもとに自校の課題を明確化していきたい。さらに、全教職員で重点目標を共有化して教育活動に取り組むことで学校改善を図り、学校評価をより実効性のあるものにしていきたい。

(愛知高等学校)

本校の学校評価は、教育活動が教育目的および教育目標に照らし合わせ効果的に実施されているかを確認する貴重な手段であり、この評価に基づいて次年度以降の教育活動の改善に結びつけているものである。

評価は職員、生徒、保護者および学校評議員によってなされるが、とりわけ生徒によるアンケート項目においては生徒にわかりやすい表現を使用し、学校の教育活動に対して率直な意見が出せる形式をとっている。また、保護者にはホームページや各種通信により学校の取組について情報を発信し、体育祭に代表される学校行事を公開し、学校評価のアンケート実施時だけではなく、年間を通じて学校の活動について知っていただける機会を設けている。さらに、学校評議員には年間2回の開催ではあるが、生徒の現状や学校の取組をご覧いただき評価を受けている。

こうしたことにより学校評価を実施しているが、それでも保護者や学校評議員に学校の教育活動について理解していただく機会が十分ではないことは否めない。

このことを踏まえ、生徒対象のアンケートの項目を一層わかりやすい表現にするとともに、ホームページの更新、授業公開、行事公開、学年通信や保護者会の内容の充実等により教育活動の周知について一層の改善を図っていくこととした。

今後、本校の教育活動を一層改善するため、より実効性のある学校評価を実施していきたい。

(米原高等学校)

本校では、生徒・保護者・学校評議員・教職員がそれぞれ評価を行っており、平成27年度においては、保護者からのアンケート回収率が、前年度より約7ポイント上昇し94.4%となった。保護者のアンケート回収率が改善した背景には、学校ホームページやメーリングリスト、紙媒体での各種通信の発行など積極的な情報発信の成果があると考えられる。

評価については、以前より保護者からアンケートの質問内容について「判断する材料が少ない」との声があったため、さまざまな方法による、さらなる情報発信に努めた。特に、保護者への学園祭等の行事への参加案内や、行事後に、参加できなかった保護者向けに、写真を学校ホームページや学年通信に掲載したりするなど、よりわかりやすい情報発信に努めた。紙媒体での通信には、「保護者の方にも見てもらってください」との文言を入れ、確実に保護者の手元に届くように工夫した。また、より多くの保護者からの意見を得るために、アンケートの実施期間中は、各担任より生徒を通じて保護者にアンケート協力を呼びかけている。さらに、メーリングリスト等を活用して直接保護者に協力を依頼することも検討している。

アンケート結果の分析については、保護者・生徒とも各項目において肯定的な評価の割合が高くなっている状況であるが、実際の数値75～89%の項目について詳しく分析し、授業や学校評価に係る課題がないか探り、年度途中や次年度に向けて工夫・改善が図れるように努力している。また、集計・分析の結果については、学校ホームページやPTA新聞などに生徒や保護者・学校関係者からの意見として掲載している。今後も掲載にあたっては、より分かりやすい資料が提示できるように工夫していきたい。

また、学校評議員による学校評価については、行事ごとの出席案内通知や、学校ホームページの定期的な閲覧をお願いしたりしているが、より適切な評価がいただけるよう、2月の学校評議員の会の前に評価に十分な資料を送付することを考えている。

学校評価全般について、今後もアンケート項目の見直しや、アンケートの実施時期の検討等様々な点を検討し、より適切な学校評価ができるように努めていきたい。

(虎姫高等学校)

本校では、これまで、アンケートの表現に、抽象的な文言が散見されたり、定点観測の見地から、毎年のアンケート項目を踏襲したりする傾向があった。

そこで、今年度は、学校評価の項目や学校評価アンケートの内容・表現を一つ一つ見直し、生徒や保護者にもわかりやすく、より具体性の高い表現に改めた。

また、自己評価アンケートについては、性別・年代別の集計を取り入れることで、自己評価の内容分析の精密化を図るよう改善した。

アンケート方法についても、教員の第1回自己評価において、インターネットを活用した回答方法を試行し成功したことから、保護者・生徒についても同様の方法でも回答できるように工夫した。記述欄も、項目を設けて、より細部についての意見聴取ができるように配慮した。

今後は、さらに回答の利便性を高めるとともに、分析結果のフィードバックについても、より実効性のある方法を模索し、改善に努めていきたい。

(伊香高等学校)

中間評価については、8月末に自己評価を実施し、9月の運営委員会・職員会議で協議、後半の取組の重点化を図っている。

生徒・保護者評価については12月末に実施している。生徒については、授業評価も併せて実施している。結果については1月・2月の運営委員会・職員会議で協議し、本年度の教育活動の総括と次年度の目標設定を行っている。

学校評議員による評価を2月に実施。自己評価、生徒・保護者評価の結果をもとに、学校評議員により評価を行っていただき、本校の教育活動の改善に向けての提言をいただいているところである。

本校では、学校評価を依頼する保護者や学校評議員に学校の様子を知ってもらうため、文化祭・体育大会などの行事を公開しており、多くの保護者の参加を得ている。

また、ホームページやメール配信システムを利用して、本校の情報を随時発信し、保護者や地域に本校の様子を広報することに努めている。

今後は、学校評価アンケートの項目や実施対象、実施時期を工夫して、地域の声に応えられる高等学校、地域で活躍できる人材を育成する高等学校とするよう努めたい。

（高島高等学校）

本校では、生徒による評価・保護者による評価・学校評議員による評価については、これまですべて統一した形式を用いていたが、生徒用アンケートについては特に日々の授業についての評価がしやすいよう項目を工夫した。また、保護者用アンケートについては、ホームページやメール配信システム・通信等、学校の情報発信が十分であるか、あるいは保護者が本校の教育活動に対してどのような不満や要望を持っているのかがより正確に把握できるような項目をとりいれている。なお、結果については職員会議ですべて報告し、結果を共有したうえで、年度総括の際に学校として改善すべき点があれば運営委員会で審議し、職員会議に提案して随時改善している。

今後は、生徒による授業評価のアンケートを学校評価に加えて実施することで、教員の授業力向上に資するものとする。

また、保護者アンケートの回収率を上げるため、PTA総会やメール配信システムで周知をするとともに、本校の教育活動等に関する理解がより深まるよう、学校評議員に対して授業公開や学校行事の案内をすることとする。

（安曇川高等学校）

本校の学校評価は、教員による自己評価、保護者や生徒による外部評価、学校関係者の評価により、総合的、客観的に評価・分析している。

そのため、自己評価、外部評価のアンケート項目も多岐にわたり実施し、現状を分析し、課題や改善を要する事項等を明確にしつつ共有し、改善を図っている。

今年度は、管理職中心であった学校評価委員会を、全分掌の主任も参画するよう改善を図った。現在、前期の中間アンケート結果から改善策を各分掌等で策定中である。また、学校の説明責任を果たすとともに、開かれた学校づくりをすすめるために、今年度から、評価結果とともにアンケート集計資料等の検討資料も本校のウェブサイトで公表する予定である。

（伊吹高等学校）

本校では、学校評議委員会などでの意見も参考に、本校の重点目標・重点評価項目を設定し、その目標・項目に関連した質問について、教職員・保護者・生徒アンケートをとり自己評価としている。また、各分掌で、現状分析・次年度への提案をまとめた後、学校評議員との意見交換を行いながら、総合評価としている。

今年度は、前年度の学校評価を受け、次のような改善策を実行・計画している。

- ・前年度の総括に基づいて、重点目標や重点評価項目の見直し
- ・評価項目とアンケートの整合性を図るよう、質問内容を一部変更
- ・PTA研修、学校行事への保護者参加の丁寧な呼びかけ
- ・保護者対象の公開授業日を11月に計画

さらに、学校評価、取組等の公表については、ホームページをリニューアルし、発信方法を検討するとともに、生徒に対して、新たに「授業アンケート」の導入を検討中である。

（瀬田高等学校）

本校では、生徒や保護者を対象とした外部アンケートに係る新たな工夫として、回収率を上げるために、生徒はホームルームの授業の中で、設問を読み上げ、意味を解説し回答しやすくすることで回収率をあげた。保護者には、以前はアンケートを生徒を介して行っていたが、すべて郵送することで確実に保護者の手元に届くようにした。しかし、回収率は18%であったので、保護者懇談等で学校に来られた時にアンケートを実施することで回収率を上げることにする。

また、ホームページにおいて、学校評価や外部アンケート、改善に向けての取組を公表するとともに、地域自治会が毎月1回、地域パトロールを行っているときに学校に寄ってもらい、学校状況報告や地域からの要望等情報交換をしているときに合わせて、学校評価や外部アンケート、改善に向けての取組を公表した。

今後は、学校改編により平成29年度に瀬田工業高等学校定時制が4年生まで機械電気科1クラスが完成することから、学校評議員については、平成27年度から全日制・定時制どちらも見てもらうことを進めており、「学校評議員の会」の持ち方をより良いものにするよう検討実行しているところである。

（大津清陵高等学校）

学校評価は、昼間定時制・通信制・夜間定時制の各課程の特性に応じて、実施時期は異なるが、概ね前期後半の7月から8月にかけての学校評価アンケートにより中間評価を実施し、後期後半の11月から1月にかけての学校評価アンケートにより総合評価を実施している。

中間評価においては、教員対象にしたアンケートを中心とした評価を、総合評価においては、教員対象のアンケートによる自己評価と、生徒・保護者対象のアンケートの結果を基に、学校評議員の会での意見を反映させて学校関係者評価を行っている。

中間評価の結果は、教職員の共通理解のもと年度後半に向けた取組の改善を行っている。また、総合評価の結果は、生徒・保護者アンケートの結果および学校評議員会での意見を教職員間で共有し、次年度に向けた目標設定に反映させている。

学校評価をより有意義なものとするため、次の各点について改善策を講じた。1点目は、保護者による学校評価アンケートの回収率を上げるため、保護者懇談会での回収、PTA総会の出席回答に合わせての回収、郵送による回収などを実施した。2点目は、学校評議員会において、生徒・保護者・教員学校評価アンケートの結果とその分析について説明し、外部関係者からの積極的な意見や指摘を受け、学校改善につなげるなど、学校評価の結果を生かすための取組を一層強化した。3点目は、学校評価や外部アンケート、改善に向けての取組を公表するため、各課程より毎月発行している学校通信・学習の案内等により学校改善の取組内容等を掲載し、保護者や生徒向けに発行している。さらに、学校通信などの内容を、工夫改善し、生徒・保護者に学校の様子をタイムリーに伝え、また、ホームページでも配信するなど、学校の取組状況を積極的に発信し、学校教育への協力・理解をより一層深めてもらうよう取り組んでいる。

今後も引き続き、学校の状況をインターネット等を通じ、リアルタイムに発信できるように努め、保護者や外部関係者の意見を積極的に集め、学校評価に反映させ、学校改善に取り組んでいきたい。

(盲学校)

例年、取組の様子がわからないとの意見が出ていたので、評議員の学校関係者評価の前に、各項目に関連する取組の状況と新聞記事等を資料にして、評議員に説明している。また、学校通信「滋賀盲NOW」を定期的に発行し、学校の実践の様子や取組を知らせている。

保護者や学校評議員からの評価が低かった項目やアンケートに記載している記述の意見をまとめ、その意見を真摯に受け止め、各部、各分掌、運営委員会等で改善策を論議し、改善に向けて実践している。

ほとんど達成された重点評価項目については、新しい課題を反映したものに代え、職員、保護者や学校評議員の意見を次年度の重点評価項目に反映していきたい。

また、今後もPTA総会や保護者懇談会で、本校の教育方針や教育目標等を保護者に説明し理解を求めている。

(聾話学校)

各部・各分掌で総合評価について分析を行い、次年度に向けての改善策や引き継ぎ事項、評価項目の見直しなどの検討を行い、職員会議で全教職員の共通認識をはかった。

保護者向けアンケートについては、「わからない」という選択肢を設定したところ、質問内容によっては「わからない」が35%にもなっているものがあつた。そのため、質問内容の検討を行い具体的でわかりやすい表現になるように修正を加えた。今年度も保護者向けアンケートの質問内容について、平成28年11月に検討をしていく予定である。

今後は聴覚障害児の学力向上のため、創意工夫した教育活動を展開している点や地域の障害児教育のセンターとして果たしている役割等をより細かい視点で評価・点検し、保護者や地域等の信頼に応える「魅力ある学校づくり」に努めたい。

(北大津養護学校)

学校評価にあたっては、全過程を通して、評価結果を数値化し、グラフなどで視覚的に示すことで、改善すべき点を客観的に理解できるようにした。また、保護者等学校関係者評価は、専門用語などを保護者にわかりやすく修正して実施した。総合評価は、学部や分掌等の取組を全教職員で共有した上で評価を実施した。自由記述の改善意見のうち、すぐに取り組めるものについては、即改善を行った。学校評議員による評価は、学校経営方針による1年間の学校の取組を理解いただいた上で、評価を実施した。学校評議員の会でも出された意見が、次年度の学校経営方針に改善する視点として、より良い教育や授業・学校運営の改善につながるよう努めた。

今後も、学校評価の取組を、教員、保護者、学校評議員によって、総合的、客観的に評価・分析し、学校経営の視点も含め学校教育の改善に総合的に活かしていきたい。

(鳥居本養護学校)

今年度、高等部の教育課程の見直しを行い、次年度より新しく編成した教育課程を実施する。また、人権教育については、児童生徒会が取り組む人権に関して考えるハート運動や、教員向けの人権だよりを学期に1回発行するなど積極的に取組を進めている。

今後も学校の実態に応じた教育課程の検討および見直しに努めていくことや、保健・安全指導については、防災に関する必要な備蓄品の購入を推進する。また、近隣小中学校との交流および共同学習や、教職員の専門性を高める職員研修の充実にも努めていきたい。

学校評価については自己評価等の結果を活かしながら、今後も課題や改善を要する事項等をより明確にし、職員会議等の機会を利用して具体的な対策を出し合うことで本校教育活動の改善に取り組んでいきたい。

(長浜養護学校)

学校評議員会においても学校評価をより重要な協議内容として位置づけ、より客観性のある評価に努め、学校運営の改善に生かすように努めている。

防災の取組については、学校としての取組を充実させるだけでなく、行政との連携を進め、地域と一体になった防災体制のあり方の検討を始めた。

現在建築中の増築棟が、来年度より使用開始となる。新しい教室が増えることにより、教育環境の改善が見込まれる。現在、評価「B」となっている環境教育について、教師の意識を改革し児童生徒の環境教育の充実につなげるよう教育環境の整備に合わせ、不要物の整理や清掃活動の充実などに努めた。

防災教育の充実に向け、下校時の保護者引き渡しカードを利用した訓練や抜き打ち避難訓練など、より実効性のある取組を始める予定である。また、学校としての取組を充実させるだけでなく、行政との連携を進め、地域と一体になった防災体制のあり方を検討している。

(長浜北星高等養護学校)

これまでも「B」評価の多い項目に着目して重点的な取組を進めてきている。特に、平成28年度より、教育課程・学習指導について、教育課程の改善にかかる研究を進め、新たな教育課程の検証を始めている。新たな教科等の設定に関わり、教科書の検討、指導方法、教材や教具、評価方法の見直しを進め、平成29年度教育課程の変更について承認(9月)を受けた。平成30年度の職業学科への移行を視野に、さらに検討を進めている。

また、特別支援教育の理解啓発については、本校の移転・校名変更にも関わり、積極的な研修や見学の受入れ(現在8団体)、学校説明会の充実を図るとともに、発信する対象の地域を広げ、広く本校教育が理解してもらえるよう、市や関係機関との連携を図っている。校内でも授業見学、PTA新聞(1学期)、生徒新聞(1学期)等広く活用し啓発活動を行った。文化祭で長浜北星高校PTAと本校PTAとの合同活動を行い、理解を深めた。

取組の公表に係る工夫や改善等については、PTAの参加行事を増やすことや、PTA新聞の増刊等、学校についての広報の機会を増やし、学校について理解を深めてもらうとともに、学校評価の結果について、校内の掲示やPTA新聞(増刊)などでの広報を進めたい。

長浜北星高校とは学校行事等で具体的な連携をしているところだが、めざすところは、総合学科や定時制の特性、高等養護学校の得意分野を生かし、共に取り組める事業内容を生み出すことである。については、協働事業推進委員会を立ち上げて具体的な内容について検討を進めている。

(草津養護学校)

重点項目については、現状や取組状況をより詳細な観点で評価できるように評価項目の見直しを行い、今年度の中間評価より実施している。また、回収率を向上させるため未提出者について提出を促す働きかけを丁寧に行い、昨年度より大きく回収率が改善した。

アンケートの質問項目をより具体的な教育活動としてわかりやすい表現や内容に改善し、今年度の関係者評価(平成29年2月)より実施する予定である。

ここ数年、継続して課題となっている学校環境の整備については、環境整備を担当する校務分掌体制を強化して、清掃活動、安全点検等の取組を実施している。また、児童生徒の環境美化意識を高めるため、清掃活動や美化運動を学習の一環として実施している。

中間評価、関係者評価の結果を今年度の総括の観点として平成28年12月に全校に提示し、取組の状況を評価結果と照らし合わせて総括を実施するなど、今後も学校評価の結果を学校課題の改善に直接的につなげるよう努めたい。

(守山養護学校)

自己評価の評価指標が曖昧であったため数値での評価に変更した。また、保護者や生徒、および前籍校を対

象に行うアンケートでは、項目に対する評価（「A」～「D」）のほかに記述部分も設け、それぞれの視点からの意見を収集している。意見などはすべてまとめたものを全職員に配付し、総括会議等で参考にしている。なお、学校評価の結果は、その根拠を明らかにすることが重要であり、特に良い評価の根拠を共通認識することにより、本校の特色が見えやすくなるよう工夫している。

今後、学校評価が単なる公表資料となってしまうように、学校教育目標や重点課題などの結びつきがよりわかりやすいものになるよう工夫・改善していく。

（甲南高等養護学校）

年度当初、校長の学校経営方針をもとに重点評価項目・学校評価項目を検討・確認し、10月に職員が自己評価を行う。12月から2月にかけて、生徒と保護者を対象に本校独自のアンケートを実施している。特に生徒のアンケートは本校の生徒にも理解できるよう表現等を工夫している。また、アンケート項目についても毎年検討している。関係者評価は3月の学校評議委員会で実施している。年度末には職員に自己評価・関係者評価ならびに生徒・保護者アンケートの結果を職員に提示し、次年度の業務改善に活かすようにしている。

平成27年度末より生徒・保護者アンケート結果を学校のホームページに掲載している。2学期の授業公開週間を学校評議員に案内しており、今年度から学校後援会役員にも案内する予定である。

（野洲養護学校）

年度当初に学校教育目標や学校経営方針を見直し、保護者に対して説明を行った。

今年度は、野洲養護サミットと題して生徒から意見を聞く機会を持つ取組を年2回実施する計画である。また、年3回実施の避難訓練では、専門家の助言のもと保護者の参画も得て取り組み、学校がセンター的機能に向けて全体的に適切な就学指導が展開できるよう統一的指標試案の活用に向けた取組や合理的配慮に関する情報収集を行っている。

今後も、保護者や地域への情報発信については、学級通信や野洲養通信を通して行うとともに、学校施設開放についてもこれまでの夏季休業中だけでなく、来る滋賀国体を見据えて障害者スポーツ関係団体に対して可能な限り前向きな対応に努めたい。

（三雲養護学校）

校内で実施したアンケートにおいて評価の段階を従来の4段階から、「D」評価（わからない）を付け加えた5段階とした。これにより評価者の関心度の状況を確認できると考えている。

また、保護者に対する評価項目と教員向け評価項目との整合性について検討し、保護者の評価項目の内容が具体的な表現や理解しやすい記述となっているかを検討する。さらに、学校評議員会やPTA役員会において、学校評価の結果を踏まえた学校の課題について話し合いの場を設け、改善できる方策等について具体的に検討し、課題解決に向け工夫や改善を図っていく。

今後は、評価におけるコメントの内容をこれまで以上に重視し、引き続き学校評議員会やPTA役員会の協力を得ながら、多面的に改善、工夫を図っていく。また、「A」評価が2年以上続いた項目については、原則として項目を見直しの対象として検討し、緊急性の高いものや必要性の高いものなどを項目として採用することで、より実効性のあるものに努めたい。

（新旭養護学校）

自己評価における目標は、年度当初に校内運営委員会で協議後、職員会議で確認し、教職員・保護者による前期の自己評価を実施した。

保護者には、学校行事への参加を文書だけでなく、ホームページ・メールでも案内するとともに、学校評価の資料として、各項目の取組状況の概要と写真を添え、学校評価様式には、各項目に意見等の記入欄を設けた。また、保護者が来校した際に学校の取組状況がわかるように、10月の文化祭にあわせて、廊下に重点項目等の写真の掲示を計画している。なお、10月の運営委員会では、自己評価の分析をし、改善策を検討する。

今後は、児童生徒の発達課題に応じて、学習指導・進路指導・交流教育等の取組について、聞き取りやアンケートを行い、学校評価に反映できるように努めたい。

（八日市養護学校）

本校職員については、全校集計だけでなく学部ごとに集計をすることで、学部による特徴をとらえ今後に活かせるようにしている。

これまででは、重点評価項目のみのアンケートの実施であり、個々のとらえ方で回答するため印象評価になりがちであった。また、何年も同様に続けていたことで、学校評価そのものが形骸化しつつあった。教職員が、主体的に学校評価に関わり、少しでも実効性のある評価となるよう、今年度は、重点項目だけでなく、それぞれの項目に対して関連した具体的な取組を記載し、教職員が有機的に判断して中間評価や総合評価を実施する

ように改善した。

保護者からの提出率は、平成26年度70%、平成27年度68%とやや減少している。さらに回収率を上げるために、呼びかけを積極的に行うよう努めたい。

（愛知高等養護学校）

保護者に学校の教育活動を知ってもらうために、PTA活動で進路校外研修や販売会での昼食作りなど参観の機会を増やしている。また、保護者や一般の方に、ホームページを通して、学校行事や普段の生徒の様子などを公開している。本校の特色である「スクールサポーター事業」では、地域の方々が月1度来校され、生徒と共に色々な活動を行っている。その中で、生徒の様子を見てもらい、学校での取組に対しても御意見をいただいている。

教職員の評価については、評価が低い所を各課で分析するとともに、その意見を運営委員会、職員会議で話しあい改善をしている。各課で取り組んでいる内容について職員全体が理解し、良い点は伸ばし、改善点は次年度計画の中に盛り込むようにしている。

本校は、愛知高校の同窓生および愛荘町の方々より多くの支援をいただいていることもあり、学校に対して常に関心をもって見ていただいております。ご意見をいただくことも多い。その御意見を常に前向きに捉えることが必要だと感じている。校内外を問わず本校の教育活動を発信し、それに対する意見も真摯に受けとめ改善し続けるよう努めたい。

（甲良養護学校）

質問項目が難しいという意見があり、保護者向けにはわかりやすく答えやすい文言のアンケート形式にした。また、「わからない」という選択肢も用意している。学校評議員会においても学校評価を重要な協議内容として位置づけ、より客観性の高いものとなるよう努めている。

公開している学校評価は「A」～「D」での評価であるが、校内データとして、平均値を職員に公開し値の変化で分析し活用している。また、今後大きな課題が生じないと考えられる項目については項目を削除し新たな評価項目を盛り込むなど改善を図っている。

評価項目の再検討については評価結果を十分に吟味して検討を進めていくこととした。特に低い評価については、評価向上に向けた取組を検討し、改善していく。

自己評価と保護者評価の違いが大きい項目については、「外部評価」を通した内部反省を行うなどして検討し、必要に応じて改善することとした。今後も、学校評価を活用してより良い学校経営に努めたい。

